

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置について、市長から通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

令和2年4月3日

印西市監査委員 小野寺 浩 一

印西市監査委員 藤 代 武 雄

令和元年度第2回定期監査

【監査結果】

指導事項 2 件

課等名	指導事項	措置事項
健康増進課	委託契約期間終了後、完了及び完了検査までに時間を要している事案が見受けられましたので、契約相手業者との連絡調整を密に図り再発防止に努めてください。	●契約相手業者との協議 納品前に、納品内容及び納品方法などについて、安全な方法の共通理解を図りました。 ●納品物の確認を徹底 納品時に納品書と納品物を必ず複数人で確認することとしました。 ●契約業務に関する法律の遵守 印西市物品および役務検査事務取扱要綱などを再確認し、再発防止に努めました。
生涯学習課	完了届受理日から検査までに時間を要している事案が見受けられましたので、再発防止に努めてください。	今回の事案については、工事と委託の検査までの日数の間違いで、検査まで時間を要してしまいましたが、今後は完了届を受理したら速やかに検査することとしました。

措置結果通知日 令和2年3月31日